

班回覧

「医療介護技術職員養成修学資金貸付」について

陸別町では、陸別町内において医療介護技術職の業務に従事しようとする方に対し、その修学に必要な資金を貸付し、優秀な医療介護技術職員の育成を目的に、医療介護技術職員養成修学資金貸付を行っています。

☆対象者

薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、看護師及び准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士の資格を取得するために修学する方で、貸付期間終了後速やかに、貸付期間以上、陸別町内の施設・事業所に勤務することを誓約した方。

☆貸付限度額

国家資格予定者	月額8万円以内（無利子）
都道府県資格予定者	月額5万円以内（無利子）

☆修学資金償還の全額免除

資格取得後、陸別町内の施設に貸付期間以上勤務すると償還免除となります。

☆修学資金の償還（全額償還又は一部免除）

- ・貸付の決定を取り消されたとき。
- ・資格取得後、町内の施設等に勤務しなかったとき。
- ・陸別町内の施設等に勤務後、貸付期間に達しないうちに退職したとき。
- ・本人の意思にかかわらず、施設等の都合で採用に至らなかったとき。
- ・その他、不适当に貸付条件に違反したとき。

◎申請方法など、詳しくは「保健福祉センター」にお問い合わせください。
町のホームページにも詳細を掲示していますので、ご覧ください。

【お問い合わせ先】

陸別町保健福祉センター

保健指導担当 27-8001

【裏面もあります】